

令和7年8月

## 検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年7月31日付「保医発 0731 第2号」厚生労働省保険局医療課長通知により、実施上の留意事項が一部改正され、検体検査実施料が令和7年8月1日より適用されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

敬白

記

保医発 0731 第2号 (R7.7.31)

—令和7年8月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
エムポックスウイルス核酸検出	700点 (D023-19)	微生物学的検査 150点	注) 検討中

注) エムポックスウイルス核酸検出は、エムポックスウイルス感染が疑われる患者に対して、エムポックスウイルス感染の診断を目的として、皮膚病変、粘膜病変又は咽頭の拭い液を検体として、PCR法により実施した場合に、本区分の「19」のSARS-CoV-2核酸検出の所定点数を準用し、1回に限り算定する。

以上

\* 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。

インフォメーション : 029-837-2721 (代)

2025-B-003



Android用



iOS用



総合検査案内アプリは  
こちらから